

「檀原市新型コロナ対策地域振興券発行委託業務」

【かしはら子育て応援地域振興券】

実 施 要 項

檀原市・かしはら子育て応援
地域振興券事務局（檀原商工会議所内）

令和2年度 「かしはら子育て地域振興券」 実施要項

【発行の目的】 新型コロナウイルス感染症の拡大が子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、子育て世帯主向けに地域振興券を発行する。

【対象業種】 小売・卸売、飲食、ホテル、サービス業、建築業
例：食料品・衣服・子供服・履物・雑貨・化粧品・医薬品・書籍類・家電製品・家具・飲食・旅行・レジャー・理美容・リフォーム・その他サービス
(一部取り扱えない業種・商品があります。)

【名称】 「かしはら子育て応援地域振興券」

【発行者】 橿原市・かしはら子育て地域振興券事務局（橿原商工会議所内）

【券面額】 1冊 2,500円（500円券×3枚（全店共通券） 500円×2枚（中小店舗専用券））

【配付数量】 約16,000冊

【配付対象】 橿原市に在住する15歳以下の子供（約16,000人）
（平成17年4月2日から令和2年5月31日までに生まれた子供）

【配付先】 橿原市に在住する15歳以下の子供（約16,000人）を養育する子育て世帯

【利用方法】 取扱店が取扱う商品の購入・サービスの提供等の代金支払に利用
なお、代金支払1,000円ごとに地域振興券500円券（1枚）を使用するものとする。

【有効期間】 令和2年7月1日（水）～令和2年9月30日（水）
有効期限を経過した地域振興券は無効とする。

【店舗区分】 大型店：店舗面積が1,000㎡を超える小売店及び集合店舗
中小店舗：店舗面積が1000㎡以下の小売店とその他業種

【取扱店の登録】

○取扱店登録料 無料

○資格要件

①橿原市内に立地する店舗・事業所があること

②かしはら子育て地域振興券の実施要項・取扱店募集要項を遵守できること

○対象外事業所

①「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っているもの。

②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの。

③後述の【地域振興券の利用範囲（制限）】に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等。

④ 檜原市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けているもの。

⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等。

⑥ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人及びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

⑦ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に関与しているとき。

⑧ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

⑨ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

⑩ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

○登録申請期間 令和2年6月1日（月）～令和2年9月24日（木）

第1次締切 令和2年6月24日（水）17:00まで

最終締切 令和2年9月24日（木）まで

※第1次締切日（6月24日）までの登録申請は、7月1日（水）に檜原商工会議所ホームページ上にのみ、PDF形式で取扱店一覧を掲載します。その後は申請提出日の2営業日後にホームページに掲載します。

○登録場所 檜原市・かしはら子育て地域振興券事務局（檜原商工会議所内）

○登録方法 「取扱店募集要項」を確認し、下記の①または②のいずれかの方法にて申込み

① 「取扱店登録申請書」に所要事項記入の上、事務局へ郵送又はFAXにて提出

② 檜原商工会議所ホームページより申込フォームで申込み

【地域振興券の利用範囲（制限）】

○次に示す内容について地域振興券の利用は出来ません。

① 商品券・ビール券・図書券・切手・印紙・プリペイドカード等 換金性の高いもの

② 株式、先物、宝くじなどの金融商品

③ 事業活動に伴い発生した買掛金、未払金等の支払

④ 国や地方公共団体への支払・各種公共料金等の支払

⑤ たばこ

⑥ その他、登録取扱店が指定するもの

○注意事項

払い戻しはしないこととする。

【地域活性化対策】

○500円券（中小店舗専用券）

2,500円分の地域振興券の内、500円券2枚（1,000円分）を中小店舗等のみ使用可能な専用券とします。

【地域振興券の換金】

○換金手数料 無料

○換金場所 橿原市・かしはら子育て地域振興券事務局（橿原商工会議所内）

○換金請求期間

令和2年7月6日（月）～令和2年10月30日（金）

平日9:00～17:00（土・日・祝祭日を除く）

○その他換金について

- ① 地域振興券の換金は、取扱店以外は一切出来ない。
なお、大型店は中小店舗専用券を換金できない。
- ② 取扱店が回収した地域振興券は、裏面に事業所名を記入または押印し「取扱店登録証」を提示の上「換金申請書」を添えて換金窓口へ提出する。
- ③ 換金窓口では地域振興券の確認を行い、換金金額にかかわらず、小切手を渡して換金する。
ただし、50万円以上で、振込を希望する場合は決められた期日に指定された金融機関の口座に振り込む。

【取扱店の責務】

- ① 地域振興券を受け取った取扱店は、再流通を防止するため裏面の指定欄に取扱店名を記入（押印）する。
- ② 偽造であったり、不正に使用されていることが明らかな券の受け取りは拒否すること、また、その際速やかにその事実を橿原商工会議所及び警察に報告すること。
- ③ 自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不法行為をしないこと。
- ④ 回収した地域振興券を、回収に回さずに他の取扱店で使用しないこと。
- ⑤ その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないこと。

【取扱店の表示等】

取扱店は、店頭・店先等に取扱店表示ポスター等を必ず掲示し、消費者に周知する。

【注意事項】

○偽造券

取扱店は、消費者から地域振興券を受け取る際、偽造されたものでないかを確認する。（地域振興券には偽造対策を施している。）

○個人情報

①発行者は、登録申請時に提出された個人情報を地域振興券発行に係る事務処理のために使用し、本事業以外の用途に使用しない。

【その他事項】

かしはら子育て地域振興券の実施要項に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、橿原市・かしはら子育て地域振興券事務局（橿原商工会議所内）がその対応を決定する。

【お問合せ先】 橿原市・かしはら子育て応援地域振興券事務局（橿原商工会議所内）

（令和2年6月1日～令和2年12月31日）

平日 9:00～17:00（土・日・祝祭日、年末除く）

〒634-0063 奈良県橿原市久米町652番地の2

TEL：0744-28-4400 Fax：0744-28-4430

ホームページ [（http://kashihara-cci.or.jp）](http://kashihara-cci.or.jp)